

インフォメーション

旧日本赤十字社救護看護婦及び
旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ
内閣総理大臣名の
書状を贈呈します

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が2年間延長され、平成23年3月31日までとなりました。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

◆ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

■問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省大臣官房総務課管理室

業務担当

電話 23-5253-5182(直通)

FAX 03-5253-5190

お知らせ
ウニ、アワビ、タコ等の
採捕は密漁になります

留萌支庁管内の沿岸海域では、コンブ、ウニ、アワビのほかタコ、ギンナンソウ等の魚貝藻類が管内の漁業協同組合に第1種共同漁業権として免許されており、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害にあたり、密漁となりますので注意してください。

○第1種共同漁業権の内容

天塩地区は「ほっき、えぞばかがい、たこ」

○罰則規定

漁業法第143条「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する」

○連絡先

天塩警察署 電話2-2110

6月1日～10日は
電波利用環境保護周知
啓発強化期間です

電波の利用は、携帯電話や消防救急・防災無線など市民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなっています。しかしながら、依然として不法無線局は多数存在しており、重要無線通信やテレビ・ラジオに混信妨害を与える事例が後を絶ちません。特に最近ではインターネットショッピング・インターネットオークションで違法な外国規格トランシーバー等の機器が手軽に購入できるため、重要無線通信に混信妨害をきたすような電波利用環境の悪化が懸念される状況となっています。

このため、総務省では6月1日の「電波の日」から10日間を『電波利用環境保護周知啓発強化期間』と定めています。

■お問合せ

北海道総合通信局

(札幌市北区北8条西2丁目)

札幌第1合同庁舎)

不法無線、混信・妨害、電波の安全性 011-737-0099

テレビ・ラジオの受信障害

011-737-0033

電話、インターネットに関する相談 011-709-3956

電波利用料 011-709-6000

その他行政相談 011-709-3550

(電話受付時間(土・日・祝日を除く)8:30~12:00、13:00~17:00)

電子メール

soudan-hokkaido@soumu.go.jp

裁判員候補者に
質問票が届きます!5月21日から裁判員制度が
始まりました

裁判員裁判の対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、裁判所は昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続(選任手続)の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを、選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々にはあわせて、質問票をお送りします。

質問票では辞退を申し出て
いただくことができます

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様のご負担が著しく大きなものにならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は事前に辞退を認め、選任手続のためにわざわざ裁判所までお越しいただくなくてもよいようにします。辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的にご記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の方は、選任手続の日に裁判所にお越しいただき、その方々の中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。